

決	常務理事	事務長	課長	係長	主任	係員
裁						

## 健康保険 限度額適用認定申請書

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

被保険者	記号・番号	—	事業所名	
	氏名		事業所在地	
	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日		
適用対象者	氏名		被保険者との続柄	
	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日		
	住所	〒 -		
希望送付先	※被保険者住所に記入した住所と別のところに送付を希望する場合にご記入ください。			
	住所	〒 -		
	宛名		被保険者との関係	

【注意】医療機関等、ご自宅以外の送付先を希望する場合は、事前に送付先にその旨を伝え、了承を得てから申請してください。

上記のとおり健康保険限度額適用認定証の交付を申請します。

令和 年 月 日

〒 -

住所

被保険者

氏名

電話番号

東海地区石油業健康保険組合 殿

受付年月日

※有効期限に達した時、資格を喪失された時、必要がなくなった時は

速やかに当健康保険組合まで返納してください。

認定証の発効年月日は当組合で申請書を受付した月の初日となります。

※被保険者の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は備考欄にマイナンバーを記載してください。  
被保険者証の記号番号を記載された場合は不要です。（マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。）

備考欄	
-----	--

# マイナ保険証をご利用ください



-本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります-

## マイナ保険証を使うメリット

### ① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

マイナ保険証の方が  
自己負担も  
低くなるんだ



### ② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。  
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

よく覚えてない  
内容もあるから  
助かるわね



### ③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

一度に高額な負担を  
しなくて済むわ



- ・本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。
- ・本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間（来年12月1日まで）**使用可能です。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

**STEP1.**

**マイナンバーカードを申請**

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの  
証明写真機からの申請



**STEP2.**

**マイナンバーカードを健康保険証として登録**

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付  
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



**よくあるご質問**

**マイナンバーカードは安全なの？**

マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違えると機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。



**マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいの？**

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。



**どうやって受付するの？**

マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。



詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare